

第6章 児童虐待について

- ・ 児童虐待とは、どのようなことを指すのですか。
- ・ 虐待を受けていると思われる子どもがいた場合、どのようにすればよいのですか。
- ・ 虐待を受けたあるいは受けていると思われる子どもや保護者へのかかわりは、どのようにしたらよいですか。

児童虐待は、子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれる恐れもあるとして、平成12年5月24日に「児童虐待の防止等に関する法律」が公布され、平成12年11月20日から施行されました。児童虐待への対応については、これまでも「児童福祉法」において、児童虐待の早期発見、早期対応ならびに被虐待児童の保護等が図られてきましたが、より一層児童虐待の防止等を図るため、今回の法律において、教職員の早期発見、通告の義務等が明記されました。

「児童虐待の防止等に関する法律」および「児童福祉法」の抜粋

【児童虐待の防止等に関する法律】

第2条(児童虐待の定義)

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第5条(児童虐待の早期発見)

学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健婦、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

第6条(児童虐待に係る通告)

児童虐待を受けた児童を発見した者は、速やかに、これを児童福祉法第25条の規定により通告しなければならない。

第6条第2項

刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、児童虐待を受けた児童を発見した場合における児童福祉法第25条の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

【児童福祉法】

第25条

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認める児童を発見にしたものは、これを福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならない。但し、罪を犯した満14歳以上の児童については、この限りではない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

1 児童虐待とは

児童虐待とは、具体的にはどのようなことですか。また、学校ではどのように対応していくべきですか。

児童虐待とは、大人が子どもに対して行う暴力行為だけでなく、子どもに対して加える不当な扱いの全てを指します。「児童虐待の防止等に関する法律」の第2条で、児童虐待の定義を4つに分類していますが、具体的には次のようなことを指します。

① 身体的虐待

身体的な苦痛を与えたり、けがややけどをさせたり、命が危うくなるような暴行を加えたりすること。たとえ「しつけ」や「愛のむち」といっても、限度を越えた行為は虐待とみなす。

② 性的虐待

子どもを性的興味の対象としていたずらをしたり、性器や性的行為を見せたり、ポルノの被写体にしたり、性的関係を強要したりするなどの行為。

③ 養育の放棄・保護の怠慢（ネグレクト）

親の都合で、適切な衣食住の世話をしないで子どもを放置する、病気なのに医療機関へ受診しない、車へ放置したままにする、学校へ行かせない、不潔な状態にしておくなどの行為。養育能力の著しい欠陥からくる養育の放棄、拒否、置き去りなども同様。

④ 心理的虐待

親による子どもへの極端な支配関係が見られ、言葉による脅かし、無理な要求、無視や拒否的態度で子どもの自尊心を傷つけたり、著しく差別したり、限度を越えたしつけをしたりするなど、不安やおびえを引き起こさせる行為。

虐待行為は、上記の①～④までの行為が重複して行われることが多く、繰り返し行われることが子どもへの虐待の特徴と言えます。しかし、大切なことは「児童虐待であるかどうかは親の意図とは関わりなく、あくまで子どもの視点、子ども自身が苦痛を感じているかどうかといった観点から判断されるべきである」という見方です。

児童虐待は、耐えがたい心身への深い傷として残り、健全な成長や発達をゆがめ、長期にわたる深刻な影響を残すことになります。また、虐待されている子どもたちは虐待をされていることを隠す（親をかばう）、虐待と自覚しないなどの傾向が強く見られます。したがって、発見しやすい立場にある教職員が早期発見することがとても重要になります。

2 学校の対応

学校の教職員や医師、保健師などの子どもの虐待を発見しやすい立場にある者は、早期発見に努めるとともに、発見した場合は速やかに児童相談所又は福祉事務所に通告しなければならないことと規定されています。（「児童虐待の防止等に関する法律」第5条、第6条）

児童虐待の疑いがあると思われる場合でも、通告する義務があります。児童虐待かどうかは学校側がするのではなく、児童相談所又は福祉事務所等の関係機関が判断します。

3 児童虐待の早期発見

児童虐待を早期発見するためには、どのようなことに気をつけなければよいですか。

児童虐待を受けたことを自ら訴えてくる子どもはなかなかいません。多くは、虐待を受けたことを隠したり、自覚がなかつたりします。そのため、発見することがなかなか難しい場合があります。しかし、子どもの身体面や行動面に次のような状況が見られる場合は、その背景に虐待を受けていることが考えられますので、疑わしい場合は慎重に観察したり、複数の目で観察したりして対応することが大切です。

○ 子どもの身体面や行動面の様子

身 体 面	行 動 面
<ul style="list-style-type: none">・原因のはつきりしないのが・人による暴行が疑われるが(タバコ、アイロン等によると思われる火傷の跡、保護者の説明と合わない骨折、複数のあざ、咬傷等)・発育や発達の遅滞・慢性の疲労状態や無気力・急激な体重の減少・不潔な身体の状況や衣服・月経不順や強度の月経痛・外陰部の異常や尿路感染症・心身症や神経症的傾向	<ul style="list-style-type: none">・頻繁な欠席や遅刻、早退・保健室への頻繁な来室・身体的接触への過敏な反応・チックや極端な習癖・異常な食行動（給食をむさぼるように食べる等）・人間関係がうまくつくれない・攻撃的、衝動的な行動・感情の抑制（無気力、無表情）・帰宅拒否行動（朝早く家を出る、家に帰りたがらない、地域を徘徊する等）・急激な学業不振・反社会的な行動や非行問題（暴力、盗癖、家出、性の逸脱行動等）・情緒の不安定やヒステリー行動・自殺を企てる行動

子どもの様子から疑問を感じた場合は、保護者にも目をむけて状況を把握する必要があります。「まさかあの親が…」という固定概念を持たず、子どもの虐待は「いつでも」「どこでも」起こり得るものであるという視点で捉えることが大切です。

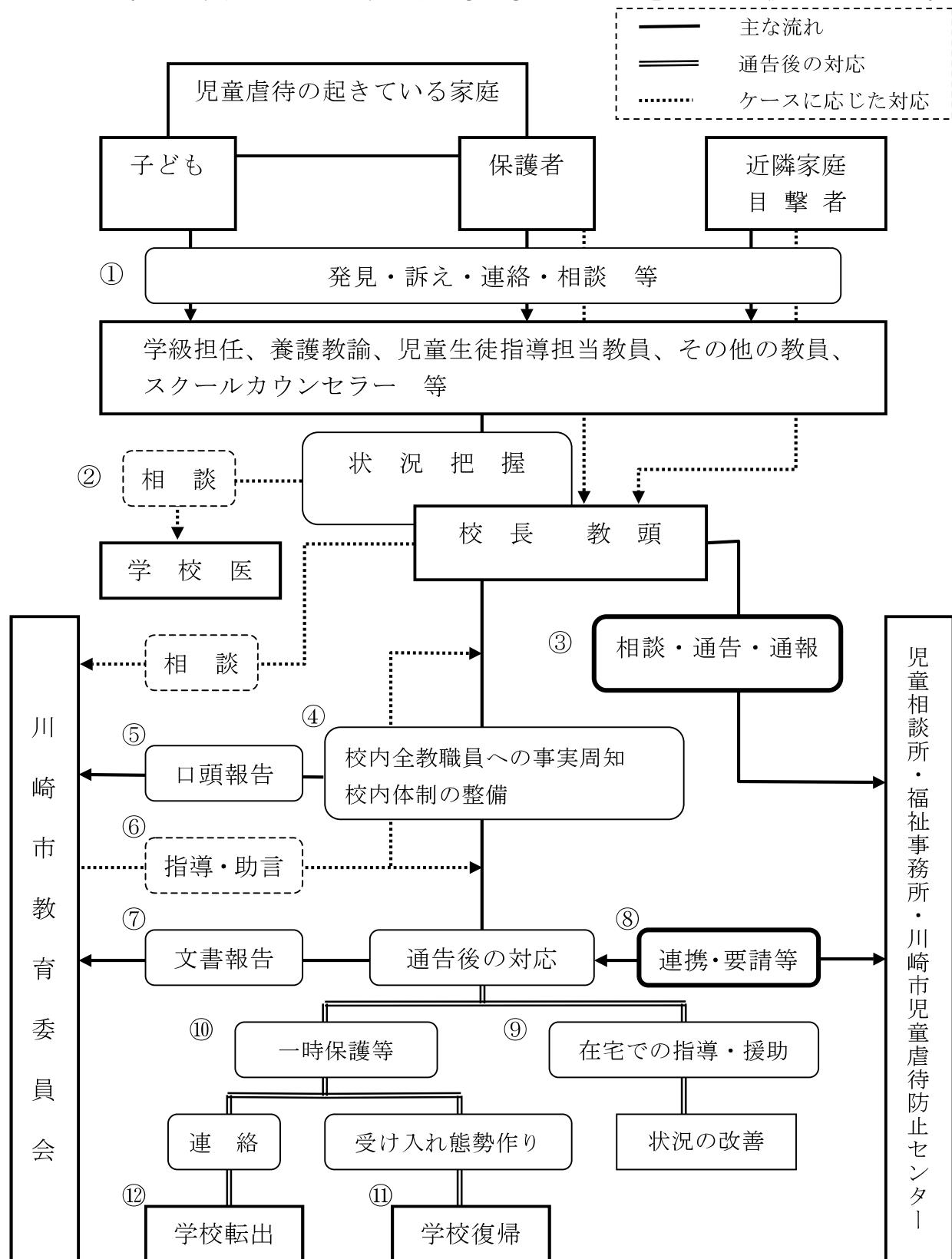
○ 保護者の様子

- ・子どものけがに対して不自然な状況説明をしたり、話が二転三転したりする。
- ・学校の行事や子どもの教育に無関心である。
- ・子育てに対する不安を抱えている。
- ・子どもへの対応（態度、ことば等）が過度に厳しい。
- ・極端に偏った育児観や教育観を一方的に主張する。
- ・家庭訪問に対して拒否的であったり、応答がなかつたりする。
- ・経済的に困窮している様子がある。
- ・精神的に不安定な様子である(精神疾患、アルコール依存症、薬物依存症等)。

4 児童虐待の発見から通告及び事後の対応について

児童虐待の疑いがある場合や発見した場合は、どのようにしたらよいですか。

児童虐待の発見から通告及び事後の対応については、本市では、次のような流れで行うようにしています。また、次ページでは、図中の①～⑫の項目の留意事項を記載してあります。



※ 留意事項

①虐待の発見から管理職への連絡

- ・虐待が発見された場合や虐待の可能性が疑われる場合には、気付いたものが早急に連絡を取り合い、情報の集約に努めるとともに、速やかに校長・教頭等へ報告・連絡・相談する。
- ・転入した子どもに虐待が疑われる場合は、転入元の学校との引継・連絡等に努める。

②学校医との連携

- ・子どもに虐待を受けている状況が認められても、その子どもが虐待の事実を否定する場合もあるが、虐待の可能性が疑われる場合には、学校医へ診断を求めるなどの対応も考えられる。
- ・これは、児童相談所等への通告の前後いずれであっても構わない。

④校内全教職員への事実周知、校内体制の整備

- ・子どもの虐待については、外部から問い合わせがなされることが予想される。学校としての窓口を定めるとともに、外部に対する情報の管理に努める。
- ・偽名を語った問い合わせ等もあり得るので、場合によっては、相手方の電話番号を聞き取り、学校から電話先に返答するなど、慎重な対応が望まれる。
- ・校内においては、日常的に虐待発見の際の対応策を全教職員に周知しておく。

⑧学校と児童相談所・福祉事務所等との連携・協力等

- ・絶えず連絡を取り合うとともに、児童相談所等の要請に応じて協力をを行い、子どもへのかかわりを絶たないよう留意する。

⑩一時保護等

- ・緊急保護や家庭からの切り離しが必要な場合には、中央児童相談所内の一時保護所で一時保護することができる。

⑪学校復帰の受け入れ態勢作り

- ・当該の子どもが、元の学校へ復帰する場合、子どもと保護者が安心して復帰できるよう、年度を越えて、虐待に関わる事実について引き継ぎ、心のケアに配慮するなど、受け入れ態勢を確実にしておく。

◇その他

- ・子どもへの虐待に対処するには、児童相談所、福祉事務所、保健所、民生・児童委員等、外部機関との連携が重要であるので、管理職を中心とした体制作りが極めて重要である。

③児童相談所、福祉事務所等への相談・通告・通報

- ・虐待であると判断できない場合もあるが、早期の援助が必要であることから、聞いたことをそのまま通告することが必要である。
- ・たとえ事実確認ができない場合であっても、疑いを感じたときは児童相談所等へ連絡・相談することが必要である。
児童相談所は、学校と連絡を取り合いながら対応を始めることになる。
- ・通告者の氏名や内容が公表されることは一切なく、通告内容について責任を問われることはない。
- ・学校から通告する場合、保護者の了解を得る必要はない。通告後も同様である。
- ・通告した内容については、学校において確實に記録に留めるようにする。
- ・夜間・休日などは川崎市児童虐待防止センターと連絡がとれる。

⑤、⑥、⑦教育委員会との連携

- ・虐待の事実を把握した場合には、速やかに川崎市教育委員会学校教育部指導課へ電話連絡をする。（電話： 200-3247、3243）
- ・学校の求めに応じて、教育委員会は指導・助言を行う。
- ・事後の対応が進められた後に、事実経過を含めた対応について、学校教育部指導課長へ文書で報告する。

⑨在宅での指導・援助について

- ・子どもが在宅のまま、児童相談所等が指導を行い、状況の改善を図る場合がある。
- ・この間、学校としての留意事項等について児童相談所等と相談・協力体制を築き、子どもの心のケアに十分留意する。

⑫転出先学校との連絡

- ・当該の子どもが転校する場合、住民票の異動をせず、指導要録等学籍の異動だけを行うこともできる。

※この措置は「就学申請」と呼ばれる。
区民課は、保護者から事情を聴取してそれを妥当と認め、かつ居住の事実を確認した後、「就学申請書」を受け付け、入学通知書を発行することになっている。

- ・入学通知書を受けた転出先の校長は、直ちに転出元校長と連絡を取り、学籍の異動等通常の転入学と同様の取扱いをする必要がある。

※「就学申請」については、『就学事務の手引き』（p 38）<川崎市教育委員会：平成10年4月発行>を参照。

5 児童虐待を受けた子どもや保護者へのかかわり

児童虐待を受けた、あるいは受けている疑いのある子どもや保護者へのかかわりはどうのようにしていったらよいですか。

○ 子どもへのかかわり

まず、子どもの味方であり援助者であることを伝え、継続的、段階的なかかわりの中で信頼を得ていくことが大切です。また、子どものおかれている立場を理解しながら接し、安心させるように心がけます。留意すべきことは、事情の聞き方などで二次的被害が生じないように配慮することです。

体の変化への対応	日頃の様子の変化への対応
<ul style="list-style-type: none">不自然なところの傷がみられたり、自分で体に傷をつけたりしていることがあるので、保健室で傷の手当をしながら子どもとの関係づくりに心がける。傷の原因を何度も尋ねないように配慮する。性的虐待が疑われる場合には、同性の教師による対応を図るなど、教職員の協力や配慮に留意する。体や精神面の不調を訴えてきた場合は誠実に受け止め、継続的にかかわり、対応していく。	<ul style="list-style-type: none">教職員からの声かけを心がける。個別の話し合いの時間をつくり、聞き役になる。(傾聴する)誘導質問や親を責めるような話をしない。級友へ説明が必要な場合は、二次的被害が生じないように内容を配慮しながら行う。学校以外にも専門機関等に相談できることを知らせるとともに、子どもに対して、虐待についての理解を図る。学習の遅れが見られる場合には時間をとり、学習についての指導を行いながら、子どもとの関係づくりに心がける。

○ 保護者へのかかわり

虐待をしてしまう保護者の背景には様々な要因が考えられます。「保護者自身虐待を受けた経験がある(心理的外傷)」「精神的に不安定である(精神疾患、アルコール依存症、薬物依存症等)」「家族関係が不安定である」「経済的に不安定である」等々。

保護者とかかわるときにはそうした背景を念頭におき、保護者の悲しみや心の葛藤を理解し、受容しながら、保護者自身が問題解決に向かえるよう継続的にかかわることが大切です。また、学校のかかわりを拒否する保護者の場合には、子どもの状況によってそれぞれの関係機関と連携を図り、対応していく必要があります。

保護者への接し方(例)	保護者への援助(例)
<ul style="list-style-type: none">暖かな気持ちで対応する。子育てについての悩みや不安を語ることができるように言葉がけをする。保護者の相談に対してあるがままを受け入れるところからはじめる。虐待の背景に目をむけながら話し合いをする。	<ul style="list-style-type: none">自信と勇気を持たせる。暴力や脅しではなく、良さをほめる等愛情あふれる子育てを勧める。虐待をすることが少なくなったり、無くなったりしたときの喜びをともに実感する。カウンセリングを受けた方がよい場合は、専門機関と連絡を取り合う。

第7章 体罰の防止に向けて

- ・なぜ、体罰は法律で禁止されているのでしょうか。
- ・体罰はなぜ起こるのでしょうか。
- ・体罰のない教育の実現を目指すためにはどのようにしたらよいのでしょうか。

学校において、体罰は絶対に許されません。

体罰の禁止については、学校教育法で定められており、「児童の権利に関する条約」についての文部科学省事務次官通知（平成6年5月20日付）においても、改めてその徹底が求められています。

体罰を行った教員は、行政上、刑事上、民事上の個人責任を負い、教員としての職を失うことや、教育職員免許法第11条に基づく「免許取り上げ」の処分もあり得ます。また、それだけでなく、校長の監督責任や学校教育そのものが問われ、教師個人の問題ではすまされなくなります。

今、体罰は人権侵害であることをはじめ、上記のような責任が教育者として負わされることを一人一人が肝に銘じ、体罰の根絶に向けてあらためて全教職員で共通理解を図ることが肝要です。そのためには、どうすればよいのでしょうか。

権利条例ではつぎのように体罰について定められています。

川崎市子どもの権利に関する条例

第23条（虐待及び体罰の禁止等）

施設関係者は、その子どもに対し、虐待及び体罰を行ってはならない。

- 施設設置管理者は、その職員に対し、子どもに対する虐待及び体罰の防止に関する研修等の実施に努めなければならない。
- 施設設置管理者は、子どもに対する虐待及び体罰に関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。
- 施設関係者は、虐待及び体罰に関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。

また、法的責任については以下のようになっております。

■体罰の法的責任

学校教育法（第11条）

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときには、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。

ただし、体罰を加えることはできない。

民事上の責任

民法709条

（不法行為の要件と効果）

国家賠償法第1条及び第2条

刑事上の責任

刑法（傷害罪）（暴行罪）

（監禁罪）

1 体罰をめぐる今日的社會情勢

(1) 子どもの権利の観点から学校教育を見直す

平成元年11月20日に第44回国連総会で「児童の権利に関する条約」が満場一致で採択され、我が国においては、平成6年5月22日にその効力を生じることとなりました。

川崎市においては、平成12年12月21日に「川崎市子どもの権利に関する条例」が市議会で成立し、平成13年4月1日から施行しました。この条例は、子どもを一人の人間（権利の主体）として尊重し、権利侵害から守り、自分らしく生きていくことを支えていこうという思いでつくられたものです。

このような人権意識の高揚の中で、学校教育のあり方も見直していくことが必要となっています。

(2) 保護者的人権意識の高揚

保護者は、いじめや不登校、倫理観の欠如などが問題になっている社会状況の中で、子どもの教育について常に真剣に考え、子どもを取り巻く社会状況に絶えず危機意識を持って学校関係者を見ています。そのような中で、子どもを叩いて教育するという短絡的な指導に対しては、いかなる理由があったとしても、拒否することは当然のことです。叩いて教育すること自体が間違った教育なのです。

叩かれた子どもは、その行為が心の中に一生、深い傷として残り、子ども自身の成長にとって大きな障害となる可能性もあります。体罰からは何も生まれません。

(2) 教育公務員に対する意識の変化

（「全体の奉仕者」としての公務員の「不法行為」に対する責任追及）

教育公務員は、社会全体の奉仕者として、とりわけ「法」を守ることの範を示す立場にあります。学校教育法第11条において、体罰が禁止されているにもかかわらず、指導の中での体罰がなくなっていないという現状を考えると、法で禁止されていることが十分に認識されていないことを意味しています。各学校では、その徹底を図る取組を繰り返し進めることが必要です。

2 体罰の子どもたちへの影響

いま多くの子どもたちは「どのような理由があっても体罰は許せない」と語っています。そのような中で、また、体罰を行った場合次のような影響を子どもたちに与えます。

- 体罰を受けた子どもやそれを見ていた子どもは学校生活に対して不安感や恐怖感などを持ち、次第にストレスや苦痛を感じるようになる。また、無力感や倦怠感に襲われ、自制心や正義感、道徳観などの発達が阻害される。
- 学習への知的好奇心や興味・関心を失い、遅刻や欠席、授業無視が行われる場合がある。
- 日常生活の中では自分よりも強い者に追従し、弱い者を従わせようとする。また、話し合いでの解決よりも強い者の意志を優先するようになる。
- 教師に対して、過敏に反応し、顔色をうかがった言動が多くなる。あるいは教師への不信感を強め、批判的・反抗的な態度を示すようになる。
- 初めはやったものがわからない器物破損事件が増え、次第に弱い教師へのからかいから対教師暴力にいたる場合がある。

3 体罰はなぜ起こるのでしょうか

体罰を起こした事例についてみると、次のような傾向が見られます。自分自身に当てはまるかどうか確かめてみましょう。他者評価をしてもらうことも大切です。

体罰が起こる傾向についてチェック表

	Yes	No
① 子どものためにやってあげているという意識が強い。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 児童生徒理解が不十分で、子どもの目の高さでものを見ることができない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 子どもの話を最後までじっくり聴いて理解しようとする余裕に欠ける。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 思いこみが強く、ともすると興奮しやすい傾向にある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 心にゆとりがなく、焦りがある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ 人権が大切なことは知っていても、理解が不十分で意識・感覚が身に付いていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦ ちょっとした指導上の配慮が足りず、子どもへの温かみが伝えられず、不信感を持たれやすい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧ 自分の学級の問題点等を気軽に同僚に打ち明けることが苦手である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨ 早く早くとせき立てたり、口うるさく注意したりしがちである。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩ 自分の価値観や規範の中に子どもを収めようとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑪ その日の自分の体調などによって気分が変わる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑫ 自分の思い通りに子どもを動かそうとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑬ 力による指導を厳しい指導であると考えている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑭ 自分は体を張って児童生徒指導をしているのだという意識が強い。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑮ 自分が他の教師に比べ劣っていると思われたくないという気持ちが強い。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑯ 問題が起きたとき、恥をかかされたというように思いがちである。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑰ 子どもに指導をする際にきまりをよりどころにしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑱ その場の感情で指導に当たっている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑲ 子どもを先入観で見て、指導をしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

体罰は、上記の①～⑯のような傾向が複合した中で起こっています。

教師が、子どもの悩みや苦悩、喜びなど心の内面に入ってともに考えたり、喜んだり悲しんだり、心から共感しなかったり、子どもの実態を無視して一方的に知識や技能の詰め込みや押しつけをすることは、教師としての指導力の未熟さにも原因があると思われます。

体罰は単なる指導方法の視点から捉えるべきものではなく、「人権の問題」として考えていかなければなりません。人権意識に裏打ちされた教育理念に沿って、子どもをより理解して教育活動を行う日常の実践が大切です。

4 体罰を許さない、体罰に頼らない教育の実現をめざして

子どもの人権とは何か、何が体罰に相当するのかというような基本的なことから研修に取り組み、人権尊重教育についての理解を十分に深めるとともに、態度化、実践化を図っていきましょう。

研修を進めるに当たっては、抽象的・理論的なものだけに偏ることなく、具体的な事例やテーマを掲げ、自らの問題として論じ合うように努めることが大切です。また、教師同士がお互いの指導に対して疑問を感じていたらそれを指摘していくような雰囲気を作っていくことも大切です。

※「教職員の処分量定の標準」（抜粋）

懲戒処分は、職員の服務義務違反に対して公務員関係の秩序を維持するために、教育委員会が任命者として職員の道義的責任を追及して科する処分です。ここでは「わいせつ行為・セクシャル・ハラスメント」と「体罰」に関するものを掲載しました。

事由	代表的な事例	免職	停職	減給	戒告
1 わ い せ つ 行 為 セ ク シ ャ ル ・ ハ ラ ス メ ン ト	(1)わいせつ行為 ア 児童に生徒に対してわいせつな行為をした イ 児童生徒以外の者に対してわいせつな行為をした (2)セクシャル・ハラスメント ア 児童生徒に対してセクシャル・ハラスメントをした イ 教職員等に対してセクシャル・ハラスメントをした ※ セクシャル・ハラスメントが特に悪質な場合、繰り返し行った場合、結果が重大であった場合等は量定に加重する。 ※ 上司等の立場を利用してセクシャル・ハラスメントを行った場合には量定を加重する。 ※ 学校以外でのセクシャル・ハラスメント行為も教職員等へのセクシャル・ハラスメントに準じて取り扱う。 (注) 学校におけるセクシャル・ハラスメントとは、他の者を不快にさせる性的言動を行い、そのことで教職員が仕事をする上や児童生徒が学業を遂行する上において、一定の不利益を与えたり、就業環境や就学環境を悪化させることをいう。	○			
2 体 罰	ア 児童に体罰を行い負傷させた イ 児童生徒に体罰を行ったが、負傷には至らなかった ※ 体罰の態様が特に悪質な場合、常習的に行った場合、結果が重大であった場合は量定を加重する。 ※ 侮辱的な言葉等の精神的な侵害を内容とする不適切な指導については体罰に準じて扱う。		○	○	○

第7章 体罰の防止に向けて

- ・なぜ、体罰は法律で禁止されているのでしょうか。
- ・体罰はなぜ起こるのでしょうか。
- ・体罰のない教育の実現を目指すためにはどのようにしたらよいのでしょうか。

学校において、体罰は絶対に許されません。

体罰の禁止については、学校教育法で定められており、「児童の権利に関する条約」についての文部科学省事務次官通知（平成6年5月20日付）においても、改めてその徹底が求められています。

体罰を行った教員は、行政上、刑事上、民事上の個人責任を負い、教員としての職を失うことや、教育職員免許法第11条に基づく「免許取り上げ」の処分もあり得ます。また、それだけでなく、校長の監督責任や学校教育そのものが問われ、教師個人の問題ではすまされなくなります。

今、体罰は人権侵害であることをはじめ、上記のような責任が教育者として負わされることを一人一人が肝に銘じ、体罰の根絶に向けてあらためて全教職員で共通理解を図ることが肝要です。そのためには、どうすればよいのでしょうか。

権利条例ではつぎのように体罰について定められています。

川崎市子どもの権利に関する条例

第23条（虐待及び体罰の禁止等）

施設関係者は、その子どもに対し、虐待及び体罰を行ってはならない。

- 施設設置管理者は、その職員に対し、子どもに対する虐待及び体罰の防止に関する研修等の実施に努めなければならない。
- 施設設置管理者は、子どもに対する虐待及び体罰に関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。
- 施設関係者は、虐待及び体罰に関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。

また、法的責任については以下のようになっております。

■体罰の法的責任

学校教育法（第11条）

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときには、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。

ただし、体罰を加えることはできない。

民事上の責任

民法709条

（不法行為の要件と効果）

国家賠償法第1条及び第2条

刑事上の責任

刑法（傷害罪）（暴行罪）

（監禁罪）

1 体罰をめぐる今日的社會情勢

(1) 子どもの権利の観点から学校教育を見直す

平成元年11月20日に第44回国連総会で「児童の権利に関する条約」が満場一致で採択され、我が国においては、平成6年5月22日にその効力を生じることとなりました。

川崎市においては、平成12年12月21日に「川崎市子どもの権利に関する条例」が市議会で成立し、平成13年4月1日から施行しました。この条例は、子どもを一人の人間（権利の主体）として尊重し、権利侵害から守り、自分らしく生きていくことを支えていこうという思いでつくられたものです。

このような人権意識の高揚の中で、学校教育のあり方も見直していくことが必要となっています。

(2) 保護者的人権意識の高揚

保護者は、いじめや不登校、倫理観の欠如などが問題になっている社会状況の中で、子どもの教育について常に真剣に考え、子どもを取り巻く社会状況に絶えず危機意識を持って学校関係者を見ています。そのような中で、子どもを叩いて教育するという短絡的な指導に対しては、いかなる理由があったとしても、拒否することは当然のことです。叩いて教育すること自体が間違った教育なのです。

叩かれた子どもは、その行為が心の中に一生、深い傷として残り、子ども自身の成長にとって大きな障害となる可能性もあります。体罰からは何も生まれません。

(2) 教育公務員に対する意識の変化

（「全体の奉仕者」としての公務員の「不法行為」に対する責任追及）

教育公務員は、社会全体の奉仕者として、とりわけ「法」を守ることの範を示す立場にあります。学校教育法第11条において、体罰が禁止されているにもかかわらず、指導の中での体罰がなくなっていないという現状を考えると、法で禁止されていることが十分に認識されていないことを意味しています。各学校では、その徹底を図る取組を繰り返し進めることが必要です。

2 体罰の子どもたちへの影響

いま多くの子どもたちは「どのような理由があっても体罰は許せない」と語っています。そのような中で、また、体罰を行った場合次のような影響を子どもたちに与えます。

- 体罰を受けた子どもやそれを見ていた子どもは学校生活に対して不安感や恐怖感などを持ち、次第にストレスや苦痛を感じるようになる。また、無力感や倦怠感に襲われ、自制心や正義感、道徳観などの発達が阻害される。
- 学習への知的好奇心や興味・関心を失い、遅刻や欠席、授業無視が行われる場合がある。
- 日常生活の中では自分よりも強い者に追従し、弱い者を従わせようとする。また、話し合いでの解決よりも強い者の意志を優先するようになる。
- 教師に対して、過敏に反応し、顔色をうかがった言動が多くなる。あるいは教師への不信感を強め、批判的・反抗的な態度を示すようになる。
- 初めはやったものがわからない器物破損事件が増え、次第に弱い教師へのからかいから対教師暴力にいたる場合がある。

3 体罰はなぜ起こるのでしょうか

体罰を起こした事例についてみると、次のような傾向が見られます。自分自身に当てはまるかどうか確かめてみましょう。他者評価をしてもらうことも大切です。

体罰が起こる傾向についてチェック表

	Yes	No
① 子どものためにやってあげているという意識が強い。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 児童生徒理解が不十分で、子どもの目の高さでものを見ることができない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 子どもの話を最後までじっくり聴いて理解しようとする余裕に欠ける。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 思いこみが強く、ともすると興奮しやすい傾向にある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 心にゆとりがなく、焦りがある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ 人権が大切なことは知っていても、理解が不十分で意識・感覚が身に付いていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦ ちょっとした指導上の配慮が足りず、子どもへの温かみが伝えられず、不信感を持たれやすい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧ 自分の学級の問題点等を気軽に同僚に打ち明けることが苦手である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨ 早く早くとせき立てたり、口うるさく注意したりしがちである。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩ 自分の価値観や規範の中に子どもを収めようとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑪ その日の自分の体調などによって気分が変わる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑫ 自分の思い通りに子どもを動かそうとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑬ 力による指導を厳しい指導であると考えている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑭ 自分は体を張って児童生徒指導をしているのだという意識が強い。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑮ 自分が他の教師に比べ劣っていると思われたくないという気持ちが強い。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑯ 問題が起きたとき、恥をかかされたというように思いがちである。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑰ 子どもに指導をする際にきまりをよりどころにしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑱ その場の感情で指導に当たっている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑲ 子どもを先入観で見て、指導をしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

体罰は、上記の①～⑯のような傾向が複合した中で起こっています。

教師が、子どもの悩みや苦悩、喜びなど心の内面に入ってともに考えたり、喜んだり悲しんだり、心から共感しなかったり、子どもの実態を無視して一方的に知識や技能の詰め込みや押しつけをすることは、教師としての指導力の未熟さにも原因があると思われます。

体罰は単なる指導方法の視点から捉えるべきものではなく、「人権の問題」として考えていかなければなりません。人権意識に裏打ちされた教育理念に沿って、子どもをより理解して教育活動を行う日常の実践が大切です。

4 体罰を許さない、体罰に頼らない教育の実現をめざして

子どもの人権とは何か、何が体罰に相当するのかというような基本的なことから研修に取り組み、人権尊重教育についての理解を十分に深めるとともに、態度化、実践化を図っていきましょう。

研修を進めるに当たっては、抽象的・理論的なものだけに偏ることなく、具体的な事例やテーマを掲げ、自らの問題として論じ合うように努めることが大切です。また、教師同士がお互いの指導に対して疑問を感じていたらそれを指摘していくような雰囲気を作っていくことも大切です。

※「教職員の処分量定の標準」（抜粋）

懲戒処分は、職員の服務義務違反に対して公務員関係の秩序を維持するために、教育委員会が任命者として職員の道義的責任を追及して科する処分です。ここでは「わいせつ行為・セクシャル・ハラスメント」と「体罰」に関するものを掲載しました。

事由	代表的な事例	免職	停職	減給	戒告
1 わ い せ つ 行 為 セ ク シ ャ ル ・ ハ ラ ス メ ト	(1)わいせつ行為 ア 児童に生徒に対してわいせつな行為をした イ 児童生徒以外の者に対してわいせつな行為をした (2)セクシャル・ハラスメント ア 児童生徒に対してセクシャル・ハラスメントをした イ 教職員等に対してセクシャル・ハラスメントをした ※ セクシャル・ハラスメントが特に悪質な場合、繰り返し行った場合、結果が重大であった場合等は量定に加重する。 ※ 上司等の立場を利用してセクシャル・ハラスメントを行った場合には量定を加重する。 ※ 学校以外でのセクシャル・ハラスメント行為も教職員等へのセクシャル・ハラスメントに準じて取り扱う。 (注) 学校におけるセクシャル・ハラスメントとは、他の者を不快にさせる性的言動を行い、そのことで教職員が仕事をする上や児童生徒が学業を遂行する上において、一定の不利益を与えたり、就業環境や就学環境を悪化させることをいう。	○			
2 体 罰	ア 児童に体罰を行い負傷させた イ 児童生徒に体罰を行ったが、負傷には至らなかった ※ 体罰の態様が特に悪質な場合、常習的に行った場合、結果が重大であった場合は量定を加重する。 ※ 侮辱的な言葉等の精神的な侵害を内容とする不適切な指導については体罰に準じて扱う。		○	○	○